

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

知多市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

知多市長

公表日

令和3年12月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金に関する事務は、国民年金法、国民年金法施行令、国民年金法施行規則及び国民年金市町村事務処理基準等に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的として行うものである。 市においては、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格異動の受付・確認・報告 ②保険料の免除、納付猶予申請の受付・確認・報告 ③年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・確認・報告 ④免除申請者等の所得情報の提供 ⑤障害基礎年金等受給者の障害状態確認届の受付・確認・報告 ⑥その他上記に関連する業務
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	別表第一 項番31 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康文化部保険医療課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 知多市緑町1番地 0562-36-2630
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康文化部保険医療課 知多市緑町1番地 0562-36-2655

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月20日	I-1-②事務の概要	<p>国民年金に関する事務は、国民年金法に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的として行うものである。市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を用いて以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 転入・転出などの住民票異動に伴う被保険者資格の取得・喪失・異動 (2) 年金事務所へ被保険者の異動を報告 (3) 年金事務所へ被保険者と世帯員の所得情報を送付 (4) 免除申請の受付</p>	<p>国民年金に関する事務は、国民年金法、国民年金法施行令、国民年金法施行規則及び国民年金市町村事務処理基準等に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的として行うものである。市においては、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格異動の受付・確認・報告 ②保険料の免除、納付猶予申請の受付・確認・報告③年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・確認・報告 ④免除申請者等の所得情報の提供 ⑤障害基礎年金等受給者の現況届の受付・確認・報告 ⑥その他上記に関連する業務</p>	事後	
平成29年2月20日	I-8 連絡先	健康福祉部福祉課	健康福祉部保険医療課	事後	
平成29年7月31日	I-7 請求先	総務部総務課 知多市緑町1番地 0562-33-3151	総務部総務課 知多市緑町1番地 0562-36-2630	事後	
平成29年7月31日	I-8 連絡先	健康福祉部保険医療課 知多市緑町1番地 0562-33-3151	健康福祉部保険医療課 知多市緑町1番地 0562-36-2655	事後	
平成31年3月11日	1-3 法令上の根拠	別表第一 項番31	別表第一 項番31 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	事後	
平成31年3月11日	1-5-① 部署	健康福祉部保険医療課	健康部保険医療課	事後	
平成31年3月11日	1-5-② 所属長の役職名	課長 加藤 芳久	課長	事後	
平成31年3月11日	1-8 連絡先	健康福祉部保険医療課 知多市緑町1番地 0562-36-2655	健康部保険医療課 知多市緑町1番地0562-36-2655	事後	
令和3年1月8日	I-1-② 事務の概要	⑤障害基礎年金等受給者の現況届の受付・確認・報告	⑤障害基礎年金等受給者の障害状態確認届の受付・確認・報告	事後	
令和3年1月8日	II-1 対象人数	平成27年6月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和3年1月8日	II-2 取扱者数	平成27年6月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和3年12月13日	I-5-① 部署	健康部保険医療課	健康文化部保険医療課	事後	
令和3年12月13日	I-8 連絡先	健康部保険医療課 知多市緑町1番地0562-36-2655	健康文化部保険医療課 知多市緑町1番地 0562-36-2655	事後	